

長野市指定管理者制度ガイドラインより抜粋

(3) 法人市民税について

法人市民税についての問い合わせは市民税課へ（電話 026-224-7056）

法人市民税の納税義務者は、長野市内に事務所等がある普通法人、協同組合等、公益法人等及び人格のない社団等（※1）です。

※1 人格のない社団等とは

法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（地方税法第294条第8項）

（例）〇〇マンション管理組合、〇〇野菜直売所、〇〇ネットワークグループ、
認可地縁団体ではない地縁団体（〇〇区、〇〇町）など

ア 法人でない社団又は財団が指定管理者になった場合

法人でない社団又は財団が、指定管理者制度による施設の管理運営を行う場合は、原則として収益事業の「請負業」に該当し、人格のない社団等（※1）として**法人市民税の納税義務者**となります。

ただし、その管理運営が、行政官庁の指導や契約等に基づき実費弁償（※2）により行われるものである場合は、あらかじめ一定の期間について所轄税務署長の確認を受けることで、その期間については収益事業とされず（法人税基本通達15-1-28）、納税義務者ではなくなります。

実費弁償の確認を受けるための手続きの方法は「ウ 実費弁償による事務処理の受託等に係る事業の確認申請の手順」をご覧ください。

なお、実費弁償の確認を受け、収益事業とされないため納税義務者ではなくなるのは、手続きをした翌年度以降になります（初年度は課税されます）。

イ 公益法人等のうち公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人または認可地縁団体が指定管理者になった場合

公益法人等のうち公益財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人及び認可地縁団体は納税義務者ですが、収益事業を行わない場合には法人市民税の減免対象になります（長野市市税条例第41条）。

しかし、指定管理者制度による施設の管理運営は、原則として収益事業の「請負業」に該当し、減免の対象外となります。

ただし、その管理運営が、行政官庁の指導や契約等に基づき実費弁償（※2）により行われるものである場合は、あらかじめ一定の期間について所轄税務署長の確認を受けることで、その期間については収益事業とされず（法人税基本通達15-1-28）、減免対象となります。

実費弁償の確認を受けるための手続きの方法は「ウ 実費弁償による事務処理の受託等に係る事業の確認申請の手順」をご覧ください。

なお、実費弁償の確認を受け、収益事業とされないため減免対象となるのは、手続きをした翌年度以降になります（初年度は減免の対象外です）。

また、減免を受ける場合には減免申請書等の提出が必要です。

※2 実費弁償とは

その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう（法人税基本通達 15-1-28）。

ウ 実費弁償による事務処理の受託等に係る事業の確認申請の手順

指定管理者制度による施設の管理運営が、実費弁償により行われるものであることの確認を受ける場合は、次のとおり、それぞれの機関に書類を提出してください。

(ア) 上記ア・イに該当する団体・法人が指定管理者になったら

長野税務署	長野県	長野市財政部市民税課
・収益事業開始届出書 ・実費弁償による事務処理の受託等に係る事業の確認申請書	・事業開始申告書（法人分）	・法人設立・開設・異動届出書（法人の設立及び収益事業の開始届）

(イ) 長野税務署から「実費弁償による事務処理の受託等に係る事業の確認申請に対する通知書」が届いたら

長野税務署	長野県	長野市財政部市民税課
・収益事業廃止届出書	・事業変更（廃止等）申告書（法人分）	・法人設立・開設・異動届出書（収益事業の廃止届）

「実費弁償による事務処理の受託等に係る事業の確認申請に対する通知書」に記載された期間について、法人市民税が非課税・減免の対象となります。当該期間の満了時には忘れずに更新の手続きを行ってください（指定管理の指定期間とは一致しません）。

(4) 事業所税について

事業所税についての問い合わせは市民税課へ（電話 026-224-7056）

事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課税され、道路、上下水道、公園、教育文化施設等の整備に充てる目的税で、事業所床面積を課税の基礎とする「資産割」と、従業者給与総額を課税の基礎とする「従業者割」により構成されています。

指定管理施設に対する事業所税の課税については、以下のとおり取り扱います。

ア 事業主体の判定

(ア) 資産割について

指定管理施設に対する事業所税の課税については、総務省自治税務局市町村税課長通知（平成 17 年 11 月 14 日総税市第 59 号）に基づき、「収益の帰属（利用料金制の導入の有無）」により判定します。

この判定は、指定管理施設選定時の提案数値により行います。

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制（以下「利用料金制」という。）を導入する施設の事業主体は、指定管理者となります。

利用料金制を導入し、かつ指定管理料の支払いを受けている施設の事業主体は、施設の総収入に占める指定管理料以外の収入（利用料金、自主事業収入等）の割合により判定します。

この割合が一定の割合（おおむね5割）を超える場合の事業主体は、指定管理者となります。
一定の割合に満たない場合の事業主体は、長野市となります。

ただし、一定の割合を超える場合であっても指定管理者と長野市との間で利益や損失の全てを清算している場合の事業主体は、長野市となります。

詳しくは、次ページの「指定管理施設の事業所税 課税フローチャート（資産割）」をご覧ください。

（イ）従業員割

従業員割は、指定管理施設に勤務する従業員の給与等の支払主体により判定します。

指定管理施設に勤務する従業員の給与等を指定管理者が直接支払う場合の事業主体は、指定管理者となります。

詳しくは次ページの「指定管理施設の事業所税 課税フローチャート（従業員割）」をご覧ください。

イ 事業所税の取扱い

（ア）資産割について

指定管理者が事業主体の場合、指定管理施設の延床面積と本市における指定管理施設以外の事業所等の延床面積を合算して事業所税の免税点判定を行います。

（イ）従業員割について

指定管理施設と長野市における指定管理施設以外の事業所等に雇用されている従業員数を合算して従業員割の免税点判定を行います。

指定管理施設を含む事業所税の課税判定フローチャート

